

阪 市 ま 第 5 3 号
平成23年 6月23日

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

阪南市長 福山 敏博

2011年度自治体キャラバン行動・要望書について（回答）

平素は、本市行政運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、この度、貴方よりご要望いただきました標記の件につきまして、別紙
のとおり回答いたします。

【担当課部署】

阪南市役所 TEL 072-471-5678

- ＜市長公室＞ 人 事 課（要望1の（イ））
危機管理課（要望1の（ア））
- ＜福 祉 部＞ 市民福祉課（要望6の①～③）
こども家庭課（要望5の⑥）
生活支援課（要望1の（ア）、4の①～⑥）
- ＜健 康 部＞ 介護保険課（要望1の（ア）、要望3の①～⑩）
保険年金課（要望2の①～⑥、5の①⑥）
健康増進課（要望5の②⑤⑥）
- ＜生涯学習部＞ 教育総務課（要望5の③④）
- ＜総 務 部＞ みらい戦略室（要望1の（ウ）、3の⑧、要望6の③）
市民協働まちづくり振興課

1. 行政のあり方について

- (ア) 東日本大震災被災自治体への支援内容及び実績を明らかにするとともに被災自治体を支援するために通年で職員派遣を行うこと。さらに、避難者受け入れ数と、生活保護申請・受給、介護保険申請・受給などの実態を明らかにすること。

【回答】

本市におきましては、震災発生直後からできる限りの支援をと考え、救援物資の提供や職員の派遣を行っております。

本市の取り組み状況につきましては、市のホームページ及び市役所ロビーに掲示しております。

義援金につきましては、3月14日から、市役所ロビー、市立保健センター等の10箇所で受け付けを行っており、5月25日現在におきまして、約1,970万円を日本赤十字社を通じて被災地に送付しております。

また、支援物資につきましては、3月には、マスク10,000枚、紙タオル2,500枚、アルファ化米1,300食、クッキー1,000箱、4月には、11台の自転車を支援提供しております。

さらに、人的派遣につきましては、阪南岬消防組合におきまして、震災当日の夜、緊急消防援助隊の出動要請を受け、消防ポンプ車1台、高規格救急車1台、職員8名を現地へ派遣いたしました。また、13日には、交代要員7名を岩手県に派遣しております。

市職員の被災地への派遣につきましては、大阪府市長会からの派遣要請を受け、3月26日に職員2名を岩手県陸前高田市に派遣し、支援物資の仕分けを行いました。また、(財)日本水道協会からの派遣要請を受け、4月4日には職員2名を岩手県大船渡市に、さらに、4月24日及び6月3日には、岩手県陸前高田市に職員1名ずつを派遣し給水活動を行っております。

生活保護申請・受給については、現時点において該当はありません。今後被災者が来られた場合は、厚生労働省の通知により申請等を受理いたします。

介護保険課にて、避難者2名のショートステイでの受け入れを行っておりますが、避難者の保険者は被災地であるため、本市の介護保険申請・受給に関しては資料がありません。

今後も引き続き、1日も早い復興を願い、被災地や被災された方々への支援に全力で取り組んでまいります。

- (イ) 住民に対して責任ある仕事が遂行できるよう非正規（非常勤・嘱託・アルバイト・パート等）ではなく正規職員の増員を行うこと。また、住民の立場からは正規・非正規は全く関係ないので、非正規職員にも正規職員と同じく研修を行い、住民に不利益を与えないこと。

【回答】

職員の定員管理につきましては、現下の危機的な財政状況の中、臨時・非常勤職員を含めた効率的な事務執行体制の構築を図っているところであり、職員配置の見直し、効率的かつ効果的な臨時・非常勤職員の活用、民間委託や指定管理者制度の導入等に取り組み、適正な定員管理を行う必要があると考えています。また、非正規職員につきましては、地方公務員法に基づく任用を行っており、採用にあたって、職務に対する責任感及び接遇といった基本的なことを認識させ、正規職員と同様に責任ある業務遂行を行っております。

さらに、研修につきましては、住民に不利益を与えることがないよう、職務に係る専門知識及び接遇等について、正規職員・非正規職員の区別なく、それぞれの職場において職場内研修を実施しているものであります。

(ウ) 大阪府からの権限移譲については、体制が整っていないもとでの受託はせず拒否すること。

【回答】

大阪府の「大阪発“地方分権改革”ビジョン」における住民に身近な公共サービスは基礎自治体である市町村が担うべきという「市町村優先の徹底」の考え方にに基づき、本市においても、平成22年度から特例市並みの権限移譲を進めているところです。

今後とも、大阪府による市町村サポートチームの派遣等の人的支援を受けながら、移譲を受けた事務を円滑に処理し、地域に密着した行政サービスの展開を図り、住民サービスの向上に寄与できるよう、体制づくりを行ってまいります。

2. 国民健康保険・後期高齢者医療・健診について

- ① 国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げ、協会けんぽ保険料なみの払える保険料にすること。保険料の低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免など困難な世帯に対する条例減免を創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。いずれもこれら減免制度についてはホームページや広報に掲載し、チラシ・パンフレットなどを作成し住民に周知すること。（減免制度に関するチラシ、パンフなど今年度の広報物の現物を当日お渡ししてください。）

【回答】

国民健康保険特別会計は、単年度の収支均衡を図るため医療費等の動向を考慮し保険料を賦課することになっています。一般会計からの繰り入れにつきましては、市全体の財政状況を踏まえつつ、国保財政の累積赤字の解消に向け、法定外繰入を行っています。

また、低所得者・寡婦・障がい者の方の減免拡充や一部負担金減免制度におきましては、医療費の動向や国保財政の状況を踏まえての懸案事項であります。減免など制度の周知は、引き続き市ホームページやチラシ等を活用し積極的に取り組んでまいります。

- ② 資格証明書発行をやめるとともに貧困を作り出す差し押さえをしないこと。短期保険証の長期未交付（留め置き）は厚生労働省通知どおり行わないこと。高校生世代までのこどもに対しては1年間の保険証を確実に届け、万が一届いていなくても医療機関からの照会で確認できれば保険証所持と同様の取り扱いとすること。

【回答】

本市における滞納者対策の根幹は、きめ細かい納付相談であり、その相談を通じて滞納者より滞納にいたる原因や経緯を聞き取り、状況に応じ、分納誓約の履行や6ヵ月以下の短期被保険者証の交付等の対応を行っています。

そのため、資格証明書の交付や預金差押等の滞納処分については、そのような納付相談を拒否される方や、納付相談を受けて分納誓約を締結しても履行されない方に対して実施するものであります。

高校生世代以下（18歳未満）の被保険者におきましては、納付義務者が滞納していても、法令に基づき、有効期限が6ヵ月以上の短期被保険者証を交付しており、有効期限内にお届けするようにしております。

- ③ 国民健康保険運営協議会委員を広く市民から公募すること。運営協議会を公開し、傍聴を認める、資料を配布すること。また、市民の意見陳述を認めること。

【回答】

国民健康保険運営協議会委員につきましては、被保険者を代表する委員として4名を選出しており、各地域から選任しています。

また、運営協議会におきましては、公開しており傍聴者の方には資料を配布しています。

- ④ 特定健診は以前の住民一般健診内容と同等のものとし費用は無料とすること。特にがん検診等の内容を充実させ、特定健診と同時受診できるようにし、費用は無料とすること。

【回答】

平成 20 年度から国民健康保険被保険者を対象に特定健診を無料で実施しており、医師が検査必要と判断した場合におきましては、詳細項目の検査を行っています。

また、検診等におきましては、健康増進法に則って、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診、歯周疾患検診、生活保護者等への健康診査、胃・大腸・肺・乳・子宮がん検診を実施するとともに、市独自に前立腺がん検診、30 歳代の乳がん検診も実施しております。

さらに、平成 22 年度より特定健康診査と胃・大腸・肺がん検診が同時受診できるセット検診も実施しており、各種検診の自己負担金は、2 年に 1 度見直しを行い、市（府）民税非課税世帯、生活保護世帯に属する方は無料としています。

- ⑤ 後期高齢者医療保険制度の保険料については独自減免などを検討するとともに短期保険証・資格証明書の発行をしないこと。

【回答】

後期高齢者医療制度の保険料につきましては、平成 20 年 4 月の制度開始以来、低所得者及び被扶養者への軽減措置等大幅な拡充が図られてきました。独自減免につきましては、本市財政状況を見据えるとともに、新しい高齢者医療制度や広域連合、他市の動向を注視してまいりたいと考えます。

また、資格証明書は発行しておりませんが、短期被保険者証・資格証明書の発行については、医療制度は国民すべてに支えられて運営されており、被保険者の保険料はその中でも貴重な財源となっていることから、被保険者間の公平性・納付機会の確保等を図るうえで必要な措置であると考えており、今後とも広域連合と連携してまいりたいと考えます。

- ⑥ 大阪府広域化支援方針の内容は全国にない収納率に 4 つもの目標やハードルを掲げる非常に厳しいものである。さらに大阪の場合、広域化しても財政の困難さは全く解決せず、スケールメリットどころか保険料値上げや減免の廃止、健診の後退しかまねかないことを理解し、広域化に安易な期待をせず、国庫負担増など国に強く要望すること。

【回答】

大阪府広域化支援方針は、国民健康保険の運営の広域化や財政の安定

化を目的として、収納率の目標設定や医療費適正化の取り組みなどを、推進するための方針として、大阪府が国民健康保険法第 68 条の 2 に基づき策定したもので、各市町村は本方針に基づき取り組むこととされています。

また、国民健康保険事業にかかる財政措置につきましては、大阪府市長会等を通じて、引き続き要望してまいります。

3. 介護保険・高齢者施策について

- ① 介護保険料を引き下げること。給付見込み額に不足が生じる場合は、一般会計から繰り入れ、高齢者の保険料負担が増えないようにすること。低所得者の介護保険料を軽減するために、非課税者・低所得者の保険料を大幅に軽減する多段階化をはかること。介護保険料の減免制度を大幅に拡充すること。

【回答】

介護保険料は、介護サービス給付費等の見込み額により算定していますので、それに見合った保険料を第 5 期事業計画策定作業の中で検討してまいります。一般会計からの繰り入れにつきましては、介護サービスに要する費用の負担割合は、介護保険法に定められておりますが、その負担割合を超えての一般会計からの繰り入れは考えていません。保険料減免制度の拡充につきましては、大阪府内市町村の動向を見据えながら検討してまいります。

- ② 国に対し介護保険料の年金天引き（特別徴収）の強制をやめ納付方法については選択制とすることや国庫負担を大幅に引き上げるよう求めること。

【回答】

介護保険料の特別徴収につきましては、保険料を適正に効率よく徴収できるものであります。また、国庫負担率引き上げの要望については、今後、他市の動向を踏まえ検討してまいります。

- ③ 介護給付費準備基金残高については、全額被保険者に還元すること。

【回答】

介護給付費準備基金につきましては、介護保険の給付に要する費用に不足が生じた場合に財源としてこれを取り崩し、歳入として繰り入れることとなっています。また、現在積み立てている基金につきましては、

平成 23 年度及び第 5 期の保険給付費等と準備基金必要額を見込みながら、事業計画策定作業の中で検討してまいります。

- ④ 入所施設待機者を解消し行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど施設・居住系サービスを大幅に拡充すること。詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

【回答】

平成 23 年度末に特別養護老人ホーム（定員 29 人以下）1 箇所、小規模多機能型居宅介護事業所 1 箇所及びグループホーム 2 箇所の開所を予定しています。

- ⑤ 国の法改正案にある「保険者判断による予防給付と生活支援サービスの総合化」は、要支援者の保険給付を削減することにつながるものであり、法制化しないよう国に要望すること。また制度化された場合でも実施しないこと。

【回答】

介護保険制度の見直しの中で検討されている保険者判断による予防給付と生活支援サービスの総合化については、他市の動向を見ながら市としても検討し、また、国に対して要望も考えていきたいと思います。

- ⑥ 介護サービス利用料の軽減制度を制度化・拡充すること。施設利用者の食費・部屋代の低所得者軽減（補足給付）を改悪しないよう国に求めること。介護保険施設・居住系サービスの居住費について軽減措置を講じること。

【回答】

独自で利用料等の軽減措置を実施することは、財源の問題もあり困難です。また、低所得者対策の充実の要望については、今後、他市の動向を踏まえ検討してまいります。

- ⑦ 不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助ができるようにすること。

【回答】

各事業者には、介護保険法や政令、規則、厚生労働省通知と合わせて平成 21 年 4 月に改正された大阪府「訪問介護サービス内容に関する Q &

A」に基づいて必要なサービスを提供するよう指導しており、市町村独自のローカルルールはございません。

- ⑧ 「大阪版権限移譲」に基づく事業者指定・指導監督権限の市町村丸投げに追随せず、大阪府に中止を求めること。

【回答】

「大阪版権限移譲」のうち、特別養護老人ホーム（29人以下）の設置の認可など4事務については、平成23年1月から移譲されておりますが、「指定居宅サービス事業者の指定等」については、委譲を受けないこととしております。

- ⑨ 「地域包括ケア」を実現するために、自治体として責任を果たすこと。そのためにすべての日常生活圏域で悉皆調査の実施によるニーズの把握を行うこと。第5期介護保険事業計画策定にあたっては、日常生活圏域ごとに住民・高齢者・利用者家族・事業者等の参加する「日常生活圏域部会」を設置し、住民参画を徹底すること

【回答】

日常生活圏域ニーズ調査を市内4圏域×250件／圏域での実施を予定しています。また、介護サービス事業者及びケアマネジャーのアンケート調査、パブリックコメントの実施を予定しています。「日常生活圏域部会」については、現在のところ設置予定がありません。

- ⑩ 状態が悪化しているにもかかわらず「軽度」に認定されるなど、利用者の実態とかけ離れた要介護認定を改善するため、実態調査を行い改善措置を講じること。

【回答】

他府県など遠方の方以外の認定調査につきましては、すべて市職員で行っており、利用者の実態をほぼ把握した上で、医師等の専門家で構成された阪南市泉南市岬町介護認定審査会で適正な判定を行っています。

4. 生活保護について

- ① 生活保護の実施体制に関わって「標準数」に基づくケースワーカーの増員を正規職員で行うとともに、経験や熟練を重視した人事配置を行うこと。

【回答】

本市においては、平成3年の福祉事務所発足時から社会福祉主事任用資格を持つ正規職員のケースワーカーで支援を行っております。また、ケースワーカーから査察指導員まで生活保護業務5年以上の経験者が半数おり、福祉専門職としての知識と技術を活かし、最低生活の保障と自立助長を支援しております。

「標準数」配置につきましては、平成21・22年度大阪府執行の生活保護法施行事務監査において1名不足との指摘を受け平成23年度から専門職の配置1名の増員を行ったところであります。

- ② 申請権を保障するために各自治体で作成している生活保護の「しおり」や「手引き」などについて、生活保護の制度をわかりやすく説明したものに改善し、困窮した住民の目にいつでも触れるようカウンターなどに常時配架すること。しおりに「申請用紙」を添付すること。（懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を配布ください。）さらに申請時に違法な「助言指導書」などを出さないこと。

【回答】

本市においては、「生活保護あらまし」としてルビを打ち、平易な表現で生活保護制度を説明した「しおり」にし、カウンターに配架しております。申請用紙は添付しておりませんが、面接相談において、セカンドセーフティネット支援を含めた要件を十分に説明し、権利・義務の周知徹底、必要な助言に努めております。

なお、申請時に「助言指導書」等の提出は行っておりません。

- ③ 通院のための移送費の認定について、平成22年3月12日付厚生労働省通知に基づき受給者に対して周知徹底を行うこと。

【回答】

この改正以前から本市においては十分な検討を行い、個別に通院移送費の給付決定に関する審査を実施し、給付決定しております。今後とも通院移送費の適正化が受診抑制につながらないように努めてまいります。

- ④ 休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時、また子どものキャンプや修学旅行時など「医療券」の交付を受けることができない場合に、医療機関において被保護者であることの「証明書」として「医療証」、または「診療依頼書」を発行し、受診できるようにすること。

【回答】

「医療証」、または「診療依頼書」の交付は行っていないですが、閉庁時や急病時に被保護者が受診出来なかった事例はありません。医療機関が被保護者であることの確認連絡が必要な場合、本市の緊急連絡網により対応しています。また子どものキャンプや修学旅行時などは、生活保護受給証明書の交付を行います。

- ⑤ 自動車保有がなければ生活および仕事ができない場合は保有を認めること。

【回答】

原則、自動車の保有は認められていませんが、生活保護の実施要領 問（第3の9）及び問（第3の9-2）、問（第3の12）に基づき自動車の保有要否を決定しています。

- ⑥ 実態無視の就労指導の強要はしないこと。各自治体は仕事の間を確保すること。

【回答】

生活保護の実施要領 局第4、問（第4の1）に基づき就労可能と判断した場合には、就労支援を実施しています。

国の生活保護受給者等就労支援事業を活用したハローワークとの連携や、キャリアカウンセラー（就労支援員）を配置したカウンセリング事業を実施し就労意欲の醸成を図っています。

自治体として生活保護受給者に仕事の間を確保することについては実施しておりません。

5. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

- ① 全国で最低レベルのこどもの医療費助成制度を外来・入院とも中学卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。

【回答】

乳幼児の医療費助成制度につきましては、平成23年4月1日から、対象者を6歳児の小学校就学前までに引き上げるとともに、所得制限は無しとしています。なお、自己負担額につきましては、受益者負担の観点と持続可能な制度とするため必要な措置であると考えており、府の補助金制度に沿って規定しています。

今後につきましては、引き続き、国には公費助成制度の創設を、府に

は対象年齢の拡大と所得制限の撤廃を要望してまいりたいと考えています。

- ② 全国最低レベルの妊婦健診を全国平均（14回、85,000円）なみの補助とすること。

【回答】

本市においては、平成20年度は3回、14,980円、平成21・22年度は14回、35,000円、平成23年度からは、3,500円を14回分、加えてH T L V-1抗体検査2,290円の合計51,290円の公費負担を行っております。

妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するために公費負担の充実は重要と考えており、また、平成22年度の全国平均は、14.04回、90,948円、平成23年度の大阪府平均は、14.0回、54,431円ということは十分認識しておりますので、今後の検討課題としてまいります。

- ③ 就学援助の適用条件については収入・所得ではなく課税所得でみること。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費のかさむ4月にできるだけ近い月とすること。

【回答】

近年、就学援助の申請者数等が増加している状況であり、本市についても、経済的理由によって義務教育を受けることが困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、法に基づき就学に必要な経費の支給を実施しているところです。

また、年度途中でありましても、そのような経済状況になった世帯には、就学援助費を支給し、通年各学校及び教育委員会窓口にて申請受付を実施しております。

また、本市におきましては、就学援助の認定基準を前年度所得（6月1日課税分）としております。第1回の支給につきましては、認定後できる限り早く支給できるよう、努力しております。

- ④ 全国最悪の中学校給食実施状況を踏まえ、自校方式の完全給食を実施すること。

【回答】

本市では、これまで食育の観点から中学校給食の必要性を認識し、過去においてスクールランチを実施しておりましたが、利用者が少なく、長続きしなかった経緯がございます。

今回提示されました府の「中学校給食導入事業推進補助事業」につきましては、補助対象事業や補助率等の内容が一定明確になってきましたので、本市としても実施の是非も含め、検討していくこととしております。

- ⑤ 子宮けいがんワクチン・ヒブ（細菌性髄膜炎）ワクチン・新型インフルエンザワクチンを無料接種とすること。

【回答】

子宮頸がんワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンにつきましては、平成 23 年度より、接種年齢、接種回数は国基準に基づいて、無料接種で実施しております。

新型インフルエンザ（A/H1N1）につきましては、平成 23 年 3 月 31 日をもって、感染症法第 44 条の 2 第 3 項の規定に基づき、「新型インフルエンザ等感染症」でなくなった旨の厚生労働大臣による公表が行われ、通常の季節性インフルエンザ対策に移行することになりました。

本市においては、通常の季節性インフルエンザにつきましては、従来、高齢者に対して、市民税非課税世帯、生活保護世帯に属する方については無料としております。

- ⑥ こどもに関する諸施策について住民に周知し申請権を保障するために、わかりやすいパンフレット・ハンドブックなどを作成し配布すること。（懇談当日に配布ください）

【回答】

乳幼児の医療費助成制度の周知につきましては、これまで転入や出生等の場合に、個別に制度の概要を配布し説明を行っています。また、市ホームページに制度の概要等を掲載するとともに、各種申請書を打ち出せるようにしています。なお、平成 23 年 4 月 1 日からの対象者拡充の際には、全ての対象者に制度の概要を送付しています。

生後 28 日未満の新生児に対して助産師等が訪問指導を行う「新生児訪問」や、乳児に対して医療機関において健康診査を実施する「乳児一般健康診査」については、母子手帳発行時に資料を用いて面接するとともに、阪南市保健事業年間行事予定表、市ホームページにおいても周知しております。

その他の、こどもに関する諸施策についても、「広報はんなん」や「市ホームページ」にて周知を行っており、今後も引き続き広報活動を積極的に行ってまいります。

6. 障がい者施策について

- ① 障害福祉サービスの支給決定について、市町村におけるガイドラインを開示すること。また、支給決定の一人ひとりの生活実態や障害の状態を充分考慮し、必要なサービスと支給量が決定されるようにすること。

【回答】

障害福祉サービスの支給決定についての本市のガイドラインの開示につきましては、請求を行っていただければ開示を行います。

本市においては、支給決定時には、申請者本人や介護者の生活状況と具体的な生活ニーズ及び障害福祉サービスの利用意向をお聞かせいただき、一人ひとりのくらしの実態に応じて、個別のサービス利用計画（ケアプラン）に必要な社会資源や公的サービスなどの支援の内容を反映させて、支給決定しています。

- ② 大阪府の重度障害者医療費助成制度が後退することのないよう府に強く働きかけるとともに、制度が見直されたとしても、市町村において制度の維持・拡充をはかること。

【回答】

重度障害者医療費助成制度を含む4福祉医療費公費負担制度について、これまでも市長会を通じて府に制度の存続を要望してきており、利用者の負担を考慮し、現行のまま存続できるよう、引き続き府に要望するなど、制度の維持に努めてまいります。

- ③ 指定障害福祉サービスに関する認可等権限移譲を大阪府からうけるにあたっての準備状況等を明らかにすること。さらに準備が出来ない状況であれば受託はせず拒否すること。

【回答】

大阪府の権限移譲のうち、身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神保健福祉相談員の3相談員業務につきましては、平成22年4月1日から移譲されていますが、「指定障害福祉サービス事業者の指定等」、その他の業務につきましては、移譲を受けないこととしております。